

福祉灯油特別対策事業および物価高騰による高齢者世帯等

生活支援事業の福祉灯油特別対策事業のお知らせ

対象世帯につき、福祉灯油購入費用10,000円、

物価高騰による高齢者世帯等生活支援助成金10,000円

在宅の低所得高齢者などを対象に、冬季間の灯油等の経費および物価高騰による負担軽減のための経済的支援を行います。

対象条件をご確認いただき、該当する場合は3月10日(金)までに申請してください（申請をした日を基準日とします）。

■対象となる世帯

(1)高齢者世帯

世帯主が満65歳以上で、町民税非課税の世帯（令和5年3月31日までに満65歳に到達する方を含む）

(2)ひとり親世帯（物価高騰による高齢者世帯等生活支援助成金は対象外）

満18歳未満（学生の場合は満18歳になった学年の年度末まで）の子を扶養する町民税非課税の世帯

(3)しうがい者世帯（物価高騰による高齢者世帯等生活支援助成金は対象外）

障害者手帳（身体、知的、精神）を所持している者、または障害年金受給者がいる町民税非課税の世帯

※同一住居において複数の世帯が存在する場合は、いずれかの世帯のみを対象とします。

■対象外となる世帯

・生活保護世帯

・介護保険施設^{※1}または高齢者施設^{※2}、しうがい者施設、児童福祉施設に入所している世帯。ただし、配偶者が在宅で支給要件を満たしている場合を除きます。

・課税世帯と同じ住居に居住している世帯

・申請者が入院中である世帯（申請をした日を基準日とする）

※ 1 介護保険施設とは、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等をいいます。

※ 2 高齢者施設とは、高齢者を対象とした共同生活施設全般となります。

■申請方法

振込希望口座番号と印鑑を持参の上、必要事項を申請書に記入し、手続きをしてください。

なお、役場への来庁が難しい場合、電話等でご連絡いただければ申請書を自宅まで郵送します。

■申請先

・健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）　・住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

■助成方法

申請書に記載された口座に振り込まれます。

問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎ ⑨ 7071